長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　大学生等の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成 19 年長崎県告示 299 号。以下「部要綱」という。）の規定によるほか、この要綱を適用する。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）大学等　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第４学年、第５学年及び専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（２）大学生等　第１号に掲げる大学等に在籍する者をいう。

（３）奨学金　独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金（入学時の一時金を除く）、公益財団法人長崎県育英会の大学等育英事業による奨学金（入学時奨学金を除く）、母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金及び生活福祉資金貸付金のうち教育支援費（修学支度費は対象外）をいう。

（４）支援候補者　長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業支援候補者募集要項に基づき、奨学金の返済を支援する候補者として知事が認定した者をいう。

（５）対象業種　別表１に定める業種をいう。

（補助対象者の要件）

第３条　知事は、支援候補者のうち、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者に対し、本補助金を交付する。ただし、奨学金の返済を滞納している者には、当該年度中に滞納が解消された場合に限り交付する。

（１）大学等を卒業後、最初の４月２日を起算日として３年以内に対象業種の県内事業所で正規雇用され、県内に居住し、その期間が通算３年を経過すること

（２）大学等を卒業後、最初の４月２日を起算日として３年以内に対象業種の県内事業所で正規雇用され、県内に居住し、その期間が通算６年を経過すること

２　第１項において、以下に該当する期間は除外する。

（１）離職期間、非正規雇用期間及び対象外企業での就業期間

（２）転勤等による県外居住期間（ただし、対象業種の県内事業所に在籍したままの県外への長期出張など、合理的な事由による一時的な県外居住は除く）

（補助対象経費及び補助金の額）
第４条　本補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は別表２に定めるものとする。
２　前項に規定する補助金の額は、第３条第１項第１号の規定を満たした場合、その２分の１を交付決定し、第３条第１項 ２ 号の規定を満たした場合、残額を交付決定するものとする。
３　前項の規定により補助金額の２分の１を交付後、第３条第１項第 ２ 号の要件を満たさなくなった場合においては、既に交付した補助金の返還は求めないこととする。

（申請書の提出時期及び添付すべき書類）
第５条　支援候補者のうち第３条第 １ 項の要件を満たし補助金の交付を受けようとする者は、要件を満たした日から３か月以内に、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）交付申請書（様式第１号）
（２）口座申出書（様式第２号）
（３）住民票の写し（提出前 30 日以内に発行されたもの）
（４）奨学金の返還を証する書類（貸与機関が発行する「奨学金返還証明書」の写し等）
（５）その他知事が特に必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び額の確定）
第６条　知事は、第５条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、様式第４号により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）
第７条　知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定に基づき、支援候補者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）
第８条　知事は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、対象者の支援候補者認定及び交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

（補助金の返還）
第９条　本補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは速やかに補助金を返還しなければならない。

（補助金の交付手続きの特例）
第１０条　規則第 21 条の規定により、規則第 7 条及び第 14 条の規定による交付決定の通知及び額の確定通知の手続きを併合し、規則第 13 条による実績報告を省略して補助金を

交付するものとする。

（委任）
第１１条　この交付要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年３月７日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

対象業種
１．製造業 ２．情報サービス業 ３．インターネット付随サービス業 ４．保険業・金融業、BPO 企業等（県と立地協定を締結し、県内に立地した企業に限る） ５．建設業 ６．卸売業・小売業（製造業・建設業と密接に関連する企業に限る） ７．学術研究、専門・技術サービス業（製造業・建設業と密接に関連する企業に限る） ８．観光関連産業（宿泊業、旅行業、観光関連団体、観光施設等）

別表２（第４条関係）

補助対象経費	補助率	補助金額の範囲
大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返済に要する経費（有利子奨学金の場合は利子分を除く）	１/２以内	限度額 上限：150 万円

注）既に他の奨学金返済支援を受けている場合においては、奨学金の返済に要する経費から当該支援額を除いた額とする。